







である。

**最低賃金法案**（井手以誠君外十四名提出、衆法第七号）

駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案（中村高一君外十三名提出、衆法第八号）

以上二件 社会労働委員会 付託

（議案送付）

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案

を参議院に送付した。

最低賃金法案（井手以誠君外十四名提出）

駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案（中村高一君外十三名提出）

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

支出身は、隔地の債権者のはか、当地の債権者（支出身の取引先日本銀行の所在地にいるもの）についても、政令で定める場合に該当するときは、日本銀行に必要な資金を交付して、債権者の指定する銀行の預貯金口座に支払金を振り込む方法による支払いを行なわせることができる。

二、議案の可決理由

国から支払いを受ける債権者の利便及び国の支出事務の合理化等をはかるための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月五日

衆議院議長 船田 中殿 吉田 重延

**物品管理法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書**

**議案の要旨及び目的**

本案は、國の物品管理の実情にかんがみ、管理の簡素化及び合理化をはかるとするもので、主な内容は、次のとおりである。

(一) 各省各局の長は、分類換の命令及び承認、

物品の分類の設定、分類換及び異なる各省各局間の管理換をする場合の各省各局の長からの大蔵大臣への協議を廃止すること。

(二) 各省各局の長は、分類換の命令及び承認、

管理換の命令及び承認、物品の不用決定の承認並びに物品を「失、損傷することにより國に損害を与えた職員に対する弁償命令の権限

を部下の職員に委任して行なわせることができることとすること。

(三) 各省各局の長が立てる物品の需給計画及び物品管理官が立てる運用計画を廃止し、新たに、物品管理官が物品の管理に関する計画を立てることとすること。

(四) 物品管理機関の補助者が、故意又は重大な過失により國に損害を与えたときは、弁償責任を課すこととすること。

(五) その他、物品管理に関する報告及び検査の制度等について簡素化及び合理化をはかること。

二、議案の可決理由

物品管理法の運用の状況に従事し、現行制度をより実効性のあるものとするための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月五日

衆議院議長 船田 中殿 吉田 重延

**衆議院会議録第十三号（中正誤）**

ペジ 段 行 誤

一六 四 四 になるので 正

一九 二 八 全般 今般

衆議院会議録第十四号（中正誤）

ペジ 段 行 誤

三九 四 五 一月 三月 正

二二 三 二四 管制図が 管制図を